

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例 改正の概要

I **アルコール依存症に関する受診義務及び違反者に対する指導の強化**

- ① 道路交通法に違反して飲酒運転を行った者には、全て（初回から）アルコール依存症に関する診断等を義務づけ
- ② 受診を促進するため選択肢を設定

（第8条、第8条の2関係）

II **受診義務者の義務履行の促進**

- ① 一般の医療機関も活用
- ② 指定医療機関の数の拡大
- ③ 指定医療機関の活用と費用負担による受診の促進

（第8条、第9条の2、第9条の3関係）

III **飲酒運転防止教育の強化**

- ① 学校教員に対する本条例及びアルコール健康障害対策等に関する知識の習得の徹底
- ② 飲酒運転に関する社会教育推進に係る責任の明確化（努力義務規定）

（第31条の2関係）

IV **通報義務の拡充**

県民の責務として、全県民の通報努力等を追加

（第7条、第24条関係）

V **優れた取組の普及**

優れた取組を一般的なものとするための措置について規定

（第32条関係）

VI **違反者の家族等の支援措置**

本条例に違反して飲酒運転を行う者の家族等による飲酒運転防止のための取組に対する支援措置を追加

（第34条の2関係）

VII **その他**

- 1 第7条の飲酒運転禁止規定（＝道路交通法の酒気帯び運転禁止規定）に違反しているが、アルコール濃度が道路交通法施行令の基準未満であった者に対する措置を新たに規定。

（第10条の2関係）

- 2 第5章（特定事業者の責務）に、特定事業者の責務に関する規定を新設

（第24条の2関係）

※施行期日は、平成27年4月1日。但し、一部（主に「I アルコール依存症に関する受診義務及び違反者に対する指導の強化」に関するもの等）については、平成27年9月21日からの施行